

介護保険でのレンタルについて

■ 介護保険でのレンタル

介護保険をご利用して指定福祉用具をレンタルされると、レンタル実否費用の7～9割が市区町村から支給されます。残りの1～3割がお客様のご負担分となります。

支給についてのQ&A



Q：誰でもレンタルができるのでしょうか？

A：要介護認定で要支援1・2または要介護1～5と認定されている在宅の方が対象となります。

Q：どんな介護用品でもレンタルできますか？

A：レンタル対象の用品は「日常生活において自立を助けるためのもの」になります。

Q：要介護認定によってレンタルできる用品に違いはありますか？

A：要支援1・2および要介護1～5の方は、てすり、スロープ、歩行器、歩行補助つえが対象です。要介護2～5の方は車いす、床ずれ防止法具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、特殊寝台などが対象となります。

A：制限はありません。当社のお支払方法＝カード、代引き、銀行振込のいずれかでお支払ください。

■ レンタルのお手続き

支給を受けるためには一定のお手続きが必要です。次の流れでお手続きください。

手続きの流れ

ケアマネジャーと相談

ケアマネジャーに相談してお客様に合った福祉用具をお選びください。



福祉用具のレンタル

月々のレンタル代の自己負担額は、実質費用の1割です。



レンタル代の支給

レンタル代の残りの7～9割は、市区町村から当社へ支払われます。



■介護保険でレンタルできる介護用品

介護保険で購入できる介護用品は「日常生活において自立を助けるもの」に限られています。
レンタルできるものは、次の介護用品です。

【要支援1・2および要介護1～5の方】

- てすり（工事を伴わないもの）
- スロープ（工事を伴わないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ



【要介護2～5の方】

- 車いす
- 車いす付属品・車いすクッションなど
- 床ずれ防止用具・エアーマットなど
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具部分を除く）
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品・ベッドテーブル、マットレス、サイドレールなど

